

## ご 挨拶

事務所に植えたゴーヤの苗がどんどん育ち、大きな実をつけました。毎朝、ゴーヤの成長を見ることが日課となっております。毎日着実に成長していくゴーヤを見習いたいものです。

### 少額投資非課税制度（NISA）について

平成 26 年 1 月より、少額投資非課税制度（NISA）の開始が予定されております。皆様も証券会社からの通知等でご存知かもしれません。

現行の、上場有価証券に対する配当・譲渡所得に対する税率の軽減措置が平成 25 年 12 月 31 日で廃止されることに伴うものです（現行 10.147%から 20.315%へ）。

内容は少し複雑ですが、簡単に言うと、上場有価証券の年間投資金額 100 万円まで（累計 500 万円まで）については、購入後 5 年間は、当該有価証券に配当金や売却益があったとしても課税しないというものです（詳しくは事務所通信 3 ページをご参照ください）。

しかし、非課税であっても、株式投資であることには変わりはありません。投資することのリスクは必ず残ることを忘れてはいけません。

この制度は、株価が値上りすれば得しますが、値下がりした場合に損することは、普通の株式投資となんら変わることはありません。

非課税という特典に飛びついて、無謀な投資をしてしまうことは本末転倒です。あたりまえのことかもしれませんが、是非、慎重な判断をして頂きたいと思います。

平成 25 年 8 月 1 日

税理士法人加藤会計事務所  
代表社員

## ご 挨拶

前橋育英高校が夏の甲子園で優勝しました。凡事徹底の言葉通り、たいへんに守備の硬いチームであったと思います。当たり前のことを当たり前に実行する、その大切さを実感する夏の甲子園でした。

### 教育資金の一括贈与の非課税制度について

平成 25 年 4 月 1 日より、教育資金の一括贈与の非課税制度が施行されております。皆様も銀行等のチラシによりご存知かもしれません。

これは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、祖父母などの直系尊属から教育資金に充てるため、贈与を受けた金銭を銀行等に預けた場合には、1500 万円までは贈与税が非課税となるものです（詳しくは、事務所通信 14 ページをご覧ください）。

高齢者世代の保有する財産を現役世代に移転させることで経済の活性化を狙った制度ですが、注意すべきポイントが 3 点あります。この制度を利用される際には、これらのポイントに注意して慎重に判断して頂きたいと思います。

#### ① 使いきれぬかどうか

30 歳までに、贈与された資金を使い切れなかった場合には、残りの資金に贈与税が課税されます。

#### ② 500 万円の枠

1500 万円の非課税枠のなかに、さらに 500 万円の枠があります。学校に直接支払われる教育資金については 1500 万円までの非課税枠がありますが、それ以外の学習塾等の教育資金については 500 万円までしか非課税枠がありません。

#### ③ その都度負担しても非課税

この制度を利用しなくても、お孫さんの教育費用を負担した場合には、その都度、教育資金に使ったことを分かるように記録しておけば、贈与税は課税されません。

平成 25 年 9 月 2 日

税理士法人加藤会計事務所  
代表社員

## ご 挨拶

先日、機会に恵まれ、両国国技館に相撲観戦に行って参りました。実際に見る力士の力強さはテレビでは味わうことのできないものでした。なによりも、国技館の空気を変える白鵬の存在感は、さすが横綱と言えるものでした。

### 現金預金の生前贈与について

相続税の税務調査の現場では、現金の生前贈与がよく問題となります。

毎年、子供たちに現金を贈与し続けていても、民法上の贈与契約が適切に成立していない場合には、生前贈与を否認され、生前贈与したはずの現金預金が相続税の課税対象となってしまうことがあります。

このようなことを防ぐために、現金の生前贈与をする場合には、以下の点に注意して頂きたいと思います。

① 贈与契約書を作成する

民法上の贈与契約は口頭でも成立しますが、贈与の内容をしっかりと書面で残しておくことで、不要な問題を防ぐことができます。

② 契約内容を履行する

契約書を作成し、その通りに贈与を実行する必要があります。この時、できるだけ預金通帳に振り込む方法が望ましいです。後でしっかりとした証拠となります。

③ 贈与を受ける方が、自分で通帳、カード及び印鑑を管理する

現金を振り込む通帳は、贈与を受ける方の届出印を使用して作られた、贈与を受ける方名義の通帳であり、贈与を受けた方がご自身でこの通帳を管理しておく必要があります。

④ あえて贈与税の申告納付をする

あえて110万円を超える贈与を実行し、贈与税の申告納付をしておくことも、贈与の証拠を残しておく一つの方法であると思います。

平成25年10月1日

税理士法人加藤会計事務所  
代表社員

## ご 挨拶

運動の秋、食欲の秋といいますが、会計事務所にとっては税務調査の秋です。税務調査に立ち会うと、いろいろな調査官に出会います。人情味のある調査官、初々しい新人調査官、様々な調査官がおりますが、是非、会社の実情をよく理解したうえで物事を判断してほしいと思います。

### 雇用の促進、給料の増加を目的とした税制について

いわゆるアベノミクス効果によって、株価が上昇し、一部企業の業績が回復しました。しかし、消費税率の上昇や物価の上昇がある一方で、サラリーマンの給料がなかなか増えないことが社会的な問題となっています。

そこで、従業員の給料を増やす場合、もしくは、新たに従業員を雇用する場合に税金の還付を受けられることができる制度が2つ設けられております。

#### ① 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度

給与支給総額を基準年度の5%以上増やした場合で、一定の場合には、支給増加額の10%の税額控除を受けることができます（平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用）。

#### ② 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度

当期末の従業員の数が前期末の従業員の数に比べて5人以上(中小企業者等は2人以上)及び10%以上増加している場合で、一定の場合には、増加した従業員一人につき40万円の税額控除が認められます（平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度）。

実際の適用には、細かい要件がありますので、適用をご検討の場合には、是非担当にご相談下さい。

私個人的には、雇用や給料は、業績の向上が見込める場合に増やすものであって、税金が還付されるから増やすものではないと思います。この制度は、経営の選択肢の幅が増えた程度に考えておくのが妥当なのではないかと思っています。

平成25年11月1日

税理士法人加藤会計事務所  
代表社員

## ご挨拶

夏に植えたゴーヤが突風で倒れてしまった後に、従業員が事務所の花壇に冬の花々を植えてくれました。疲れて事務所に帰ってきた時、ふと花壇を見ると少しだけ心が和むような気がします。長引く不況により、会社の様々な「ムダ」が排除されましたが、気持ちの「余裕」まで無くすことのないようにしたいと思っています。

### 消費税率が上がることの意味について

平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%へ、平成27年10月1日からは8%から10%へ上がろうとしています。国の借金や、これから急激に増加する社会保障給付費を考えるとやむを得ない部分はあると思いますが、消費税率の上昇が会社経営に大きな影響があることは確実です。

消費税の特徴は、最終的に消費者が負担する税金であるということです。消費税率が上がっても、消費税を売上に転嫁できる限り、会社にとって損得はありません。

少しややこしいですが、下の図で確認してみてください。



(国税庁ホームページより)

お店で何かを買うとき、支払い総額のうち消費税がどれだけ含まれているかを意識することはほとんどないと思います。例えば、缶ビールには半分くらい税金が含まれていますが、買うときにこれを意識することはありません。

つまり、消費者は支払総額で高いか安いかを判断するため、消費税を売上にそのまま転嫁することは、実際には簡単なことではないのです。

この点、政府は価格転嫁対策特別措置法を制定し、消費税の転嫁を拒否したり、消費税の転嫁を阻止するような表示を禁止しています。一度確認してみることをお勧め致します(事務所通信8月号3ページをご参照ください)。

平成25年12月3日

税理士法人加藤会計事務所  
代表社員